○**法務省令第四十一号**

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十三日

法務大臣　平口　洋

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係）	**別表第一**（第一条関係）
都道府県 / 港名 / 空港名	都道府県 / 港名 / 空港名
［略］ / ［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］ / ［同上］
沖縄 / ［略］ / 那覇	沖縄 / ［同上］ / 那覇
	石垣
石垣 / 下地島	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。

法規的告示

○**総務省告示第二百三十四号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十二条の八の三の規定に基づき、令和四年総務省告示第百六十三号（無線電力伝送用構内無線局の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局	一　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局
［削る］	1　電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等（窓その他の開口部を含む。）で区画された空間（室内又は閉空間内をいう。以下同じ。）で運用すること。
1　［略］	2　［同上］
2　［略］	3　［同上］
3　［略］	4　［同上］
二　二・四GHz帯の周波数の電波を使用する無線電力伝送用構内無線局	二　［同上］
1　電波の強度が別表第一号に掲げる値以上減衰することが明らかである壁等（窓その他の開口部を含む。）で区画された空間（室内又は閉空間内をいう。）で運用すること。	［新設］
2　前号に掲げる条件のほか、地下又は地上一階で運用すること。	1　前項第一号に掲げる条件のほか、地下又は地上一階で運用すること。
3～7　［略］	2～6　［同上］